

(設置)

第1条 ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針第4条の規定に基づき、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 動物実験等の指針に関する事項
- (2) 動物実験計画の審査に関する事項
- (3) 動物実験計画の実施状況に関する事項
- (4) 教育訓練計画の策定に関する事項
- (5) 施設等及び実験動物の飼養管理状況に関する事項
- (6) 動物実験等に関わる自己点検・評価に関する事項
- (7) その他の関連事項

(委員構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学部長が指名する教授
- (2) 専任教員・助手の中から学長が指名する者

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員会に、委員長の指名による副委員長を置くことができる。

4 委員会が必要と認めた場合、教職員ほかを随時出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、過半数の委員の出席を必要とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、大学事務局学務部学務課において行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から制定施行する。